



①住民登録をするには

1. 直前に住民登録をした市区町村で「転出証明書」を発行してもらい、新住所の市区町村に届け出ます（有効期限は、発行日から14日以内です）。
大阪市内間の住民票異動は転入先の区役所で手続きできます。
2. 前に住民登録をしても、その住所を離れて放っておくと、住民登録を抹消されることがあります。この場合は、本籍地から「戸籍抄本」「戸籍の附票」を発行してもらい、新住所地の市区町村に届け出ます。
3. 「転出証明書」（無料）や「戸籍抄本」「戸籍の附票」は、郵便で取り寄せることもできます。別途、往復の送料168円と、小為替の手数料が1枚につき100円必要です。

なお、本人確認のため、免許証等の提示が求められます。

くわしいことは、西成区役所（窓口サービス課・住民登録 ☎ 06-6659-9963）またはセンター労働福祉係に相談してください。

